

川崎市地域日本語教育推進方針（案）への意見を募集します

本市では、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現に向けて取組を進めてきました。

今回、近年の国における法律の制定・改正といった動向等、社会状況の変化、外国人市民の増加などを踏まえ、「多文化共生社会」の実現に向けて、本市における外国人等への日本語教育に関する取組を総合的かつ効果的に推進するため、その基本的な考え方や方向性を示すものとして「川崎市地域日本語教育推進方針（案）」を取りまとめましたので、市民の皆様の御意見を募集します。

1 意見の募集期間

2023（令和5）年11月27日（月）から12月27日（水）まで

※郵送の場合は、当日消印有効

※持参の場合は、2023（令和5）年12月27日（水）17時15分まで

2 意見の提出方法

市ホームページフォームメール、郵送、持参、あるいはFAXのいずれかで提出

市ホームページフォームメール以外で提出の場合は、住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先を明記の上、提出

【提出先】

（1）郵送の場合

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市市民文化局市民生活部多文化共生推進課

（2）持参の場合

川崎市市民文化局市民生活部多文化共生推進課 事務室

（川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル9階）

※開庁時間（平日8時30分～12時、13時～17時15分）に受付

（3）FAXの場合

FAX番号 044-200-3707

3 方針案の閲覧方法

閲覧期間

2023（令和5）年11月27日（月）から12月27日（水）まで

閲覧できる場所

各区役所、支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、図書館、川崎市国際交流センター、かわさき情報プラザ（市役所本庁舎2階）、並びに川崎市市民文化局市民生活部多文化共生推進課（川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル9階）

ホームページ

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/250/0000156017.html>



地域日本語教育
推進方針案 HP

4 その他

- (1) 意見書の氏名及び連絡先等は、意見内容を確認させていただく場合があるため、記載をお願いするものです。他の目的には利用せず、適正に管理します。
- (2) お寄せいただいた御意見に対して個別には回答をしません。市の考え方を内容ごとに整理・要約し、後日、市ホームページなどで公表します。
- (3) 御意見などの概要を公表する際は、個人情報には公開いたしません。
- (4) 電話や来庁による口頭での御意見は受け付けていません。

問合せ先
川崎市市民文化局市民生活部
多文化共生推進課 菅原
電話 044-200-0094

川崎市地域日本語教育推進方針（案） 概要版

I 方針の趣旨

1 策定の背景と趣旨

- 本市の外国人住民人口は、2023（令和5）年3月末日現在で47,792人となり、過去最多を記録。 全市民に占める外国人住民の割合は約3.1%で、国籍・地域の数145
- 国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合う「多文化共生社会」の実現に向けて様々な取組を推進
- 外国人市民への日本語教育に関して
 - ・1980年代以来、市民ボランティアの参画を得ながら川崎市ふれあい館、教育文化会館・市民館において識字・日本語学級を開設・運営
 - ・川崎市国際交流センターでの日本語講座や市民グループによる活動
 - ・学校教育において、1988（昭和63）年度より日本語指導等協力者の派遣等の取組
 - ・2020（令和2）年度から日本語指導等協力者の派遣に代えて日本語指導初期支援員を配置
 - ・国際教室の教員や日本語指導巡回非常勤講師による指導を実施
- 近年、国における出入国管理をめぐる情勢がめまぐるしく変化。 共生社会の実現に向けた取組にも様々な進展
 - ・2018（平成30）年12月に「出入国管理及び難民認定法」が改正。同年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」決定
 - ・2022（令和4）年6月に「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」策定
- 外国人等への日本語教育に関する国の動向
 - ・2019（令和元）年6月に「日本語教育の推進に関する法律」公布・施行。地方公共団体に地域の状況に応じた施策の策定、実施に努めることが責務とされる。
 - ・2020（令和2）年6月に「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が閣議決定
 - ・2022（令和4）年11月に「地域における日本語教育の在り方について（報告）」
- 外国人等への日本語教育の環境整備に向けた取組が本格化しつつある動向を踏まえながら、「多文化共生社会」の実現に向けて本市でも外国人市民の現状や日本語教育に関する実態及び課題を改めて整理し、本市の実状に応じた取組を総合的かつ効果的に推進するために、その基本的な考え方や方向性を示すものとして本方針を策定

2 現状と課題

（1）川崎市における外国人市民の状況

- ① 外国人住民人口及び外国人住民人口比率の推移
- ② 国籍・地域別外国人住民人口
- ③ 区別・主な国籍・地域別外国人住民人口
- ④ 在留資格別人口

（2）川崎市における日本語教育の現状と課題

- ① 川崎市における日本語教育の現状～川崎市で日本語を勉強できるところ～
- ②・③ 学校・学校外における日本語学習支援の現状

⇒ **方針策定に向けた実態調査の実施**

【実態調査について】

- ・日本語教育の実態や課題・ニーズ等を把握するためのアンケート調査
- ・方針策定後の連携の可能性やより詳細な現状の把握などを目的としたヒアリング調査

【アンケート調査】

◆ アンケート調査概要

調査対象	調査方法	調査期間
地域の日本語教室	郵送配布 郵送回収	2023（令和5）年 6月16日～8月10日
日本語学習を含む学習支援の教室		
日本語学校		
外国人雇用企業		

◆ アンケート調査結果（回収状況）

調査対象	発送数	回収数	回収率
地域の日本語教室	11件	9件	81.8%
日本語学習を含む学習支援の教室	11件	10件	90.9%
日本語学校	4件	2件	50.0%
外国人雇用企業	100件	38件	38.0%

【ヒアリング調査】

◆ ヒアリング調査概要

調査対象	ヒアリング数	調査期間
教育文化会館・市民館 識字・日本語学級	3件	2023（令和5）年 6月29日～10月6日
ふれあい館 識字・日本語学級	1件	
国際交流センター 日本語講座	1件	
地域の日本語教室	2件	
日本語学習を含む学習支援の教室 多文化フリースクール	4件	
市内高等学校・中学校夜間学級	4件	
日本語学校	2件	
大学	1件	
外国人雇用企業	5件	
技能実習監理団体・ハローワーク	3件	

川崎市地域日本語教育推進方針（案） 概要版

I 方針の趣旨

【実態調査から見えてきた課題】 1 / 2

【地域における日本語教室】

● 学習者の増加とニーズの多様化

- ・ コロナ禍で減少していた学習者が戻りつつあり、学習者は増加傾向
- ・ 学習者のニーズも多様化しており、「日本語能力試験対策」や「仕事や就労に必要な日本語」に関するニーズも見られる。
- ・ 複数の教室で日本語ゼロのゼロビギナーへの対応が難しいという声が聞かれた。

● ICTの活用

- ・ リモート学習とICT教材の活用のいずれも「活用の予定はない」との回答が最多
- ・ 活動において学習者との対面でのコミュニケーションや「居場所」としての機能を大事にしている教室も多く、リモート学習は「馴染まない」という声ヒアリングでも多く聞かれる。また、アンケートでは教室と学習者の双方で環境面（端末やインターネット）に課題も多い。
- ・ ICTの活用推進は一律に進めるのではなく、それぞれの教室における考え方を尊重したり、環境面などを考慮したりしながら、丁寧に進めていくことが必要

● 自主グループの活動支援

- ・ 学習者の増加とニーズの多様化に対応するためにも、自主グループが活動しやすい環境の整備や活動を支援する取組が必要

【日本語学習を含む学習支援教室】

● 学習者の増加

- ・ 学習支援教室を利用する学習者は増加傾向だが、全ての希望者に対応できていない。
- ・ 学校外においても区ごとの実情に応じた学習支援や日本語習得の場の拡充が求められている。

● 支援者の不足とスキルアップ

- ・ 教室運営の課題として学習支援者の不足をあげた教室が最多
- ・ 支援者のスキルアップに向けた研修のニーズがある。

● 外部機関との連携

- ・ 学校との連携・協力に関しては多くの教室で見られたが、そのあり方や深さという面では課題もある。

【日本語学校】

● 教員の確保（人材の不足）

- ・ 日本語教育に関わる人材の不足は大きな課題

● 連携・協力体制の構築

- ・ 様々な連携・協力の可能性について模索していくことが求められている。

【外国人雇用企業】

● 外国籍従業員に求められる日本語能力

- ・ 外国人市民の就労支援に向けては、日本語能力試験N2以上の日本語能力の習得を支援するための取組が必要とされている。
- ・ 一部ではN1やビジネスレベルを求める企業もあり、キャリアアップのためのより高度かつ専門的な日本語を学べる場に対するニーズもある。

【実態調査から見えてきた課題】 2 / 2

【外国人雇用企業】（続き）

● 異文化に対する知識・理解

- ・ 業務上および日本人従業員との融和、交流という2つの面で言語や文化の違いに課題を感じている。
- ・ 異文化理解について、啓発にとどまらない取組が求められている。

● 日本語教育の重要性に関する啓発

- ・ 外国籍従業員に対する日本語教育について、力を入れて行っているという企業も約1割。約6割は「取組を行っていない」という状況
- ・ 外国人を雇用する事業主に外国人従業員とその家族に対して、日本語学習の機会の提供やその他の日本語学習に関する支援に努めることが責務とされているが、そのことが十分に周知されていない状況
- ・ 日本語を学ぶことの動機付けの段階から働き掛けていくことも必要

● 連携・協力体制の構築

- ・ 仕事や就職および生活に必要な日本語を学ぶ場の充実といったことのほか、募集マッチング支援や相談体制の充実など多様なニーズ
- ・ 日本語の教育・学習にとどまらない広範な連携・協力体制を構築が必要

【その他の課題】

● 〈やさしい日本語〉の啓発・普及

- ・ 外国人市民との共生社会の実現のために、〈やさしい日本語〉の必要性や有効性について、広く理解を促進していくことが求められている。

● 在留資格に関する課題

- ・ ヒアリングでは、在留資格に関することについても多くの意見
- ・ 特に学習支援教室や高校では、「家族滞在」の子どもたちが高等教育への進学や就労などの場面において多くの困難に直面。日本語の習得や学習に対するモチベーションの維持が難しいことなど

3 方針策定までの経過

- 「川崎市多文化共生社会推進協議会」の部会として立ち上げた「地域日本語教育の基本的な方針に関する検討部会」において、学識経験者等の方々によって協議・検討

- 2022（令和4）年度から2023（令和5）年度にかけて部会を開催し、2023（令和5）年度に地域日本語教育の実態調査を行い、方針（案）を作成

- 方針（案）に対しては意見募集（パブリックコメント手続）を実施し、市民からの意見も踏まえ「川崎市地域日本語教育推進方針」を策定予定

川崎市地域日本語教育推進方針（案） 概要版

I 方針の趣旨

4 方針の基本的な考え方

- 本方針は、「基本目標」と2つの「基本理念」に基づく、6つの「施策の方向性」で構成
- 「施策の方向性」については、国の「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を参酌するとともに、他都市の方針なども参考に6つの項目を設定し、それぞれの「施策の方向性」に関連して施策を推進するための「施策の取組内容」を位置付け ※「施策の取組内容」についての詳細は次ページ参照

(1) 方針の基本目標

「多文化共生社会」の実現に向けて、外国人市民が、日常生活及び社会生活を円滑に営み、個人として本来もっている豊かな能力を発揮して、市民として主体的に地域社会に関わることができるよう、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進します。

(2) 方針の基本理念

1 人権と多様性の尊重

人権に関する国際原則等を踏まえながら、日本語教育に関わるすべての人が互いに認め合い、人権や多様性が尊重され、日本語教育の取組が多文化共生社会の実現につながるよう、取組の推進に努めます。

2 社会参加の促進

言語の習得は、より深く社会に参加し、より多くの場面で自分らしさを発揮できるようになるための手段であることを認識するとともに、学習者が地域社会に参加しやすくなるよう、環境の整備に努めます。

(3) 施策の方向性

1 日本語教育の機会の拡充等

- (1) 外国につながる幼児、児童、生徒等に対する日本語教育
- (2) 外国人留学生等に対する日本語教育
- (3) 外国人労働者に対する日本語教育
- (4) 難民等に対する日本語教育
- (5) 地域における日本語教育

2 各主体との連携

3 地域社会との連携

4 日本語教育に関わる者の能力及び資質の向上等

5 日本語教育に関する情報の提供等

6 推進体制の整備

【全体構成】

川崎市地域日本語教育推進方針（案）

< 基本目標 >

「多文化共生社会」の実現に向けて、外国人市民が、日常生活及び社会生活を円滑に営み、個人として本来もっている豊かな能力を発揮して、市民として主体的に地域社会に関わることができるよう、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進します。

< 基本理念 >

1 人権と多様性の尊重

人権に関する国際原則等を踏まえながら、日本語教育に関わるすべての人が互いに認め合い、人権や多様性が尊重され、日本語教育の取組が多文化共生社会の実現につながるよう、取組の推進に努めます。

2 社会参加の促進

言語の習得は、より深く社会に参加し、より多くの場面で自分らしさを発揮できるようになるための手段であることを認識するとともに、学習者が地域社会に参加しやすくなるよう、環境の整備に努めます。

< 施策の方向性 >

1 日本語教育の機会の拡充等

- (1) 外国につながる幼児、児童、生徒等に対する日本語教育
- (2) 外国人留学生等に対する日本語教育
- (3) 外国人労働者に対する日本語教育
- (4) 難民等に対する日本語教育
- (5) 地域における日本語教育

2 各主体との連携

3 地域社会との連携

4 日本語教育に関わる者の能力及び資質の向上等

5 日本語教育に関する情報の提供等

6 推進体制の整備

川崎市地域日本語教育推進方針（案） 概要版

Ⅱ 施策の方向性と取組内容

施策の方向性（1～6）

「施策の方向性」については、国の「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を参酌するとともに、他都市の方針なども参考に6つの項目を設定。それぞれの「施策の方向性」に関連して施策を推進するための「施策の取組内容」を位置付け

1 日本語教育の機会の拡充等

（1）外国につながる幼児、児童、生徒等に対する日本語教育

【施策の取組内容】

- ① 外国につながる児童、生徒等に対して、生活に必要な日本語、学習に必要な言語の習得支援及び学習支援の充実を図ります。
- ② 外国につながる幼児に対して、就学につながる取組を推進します。
- ③ 幼児、児童、生徒等の保護者に対して、日本語学習の必要性について周知・啓発に取り組みます。
- ④ 外国につながる児童、生徒等の多様なニーズに対応した相談・支援の場の充実に努めます。

（2）外国人留学生等に対する日本語教育

【施策の取組内容】

- ① 市内の日本語学校や大学等との連携に努めます。
- ② 外国人留学生等と地域が交流する取組を推進します。
- ③ 留学生等の就労に向けた施策の充実を図ります。

（3）外国人労働者に対する日本語教育

【施策の取組内容】

- ① 企業・経済団体との連携に向けた取組を推進します。
- ② 働くための日本語や生活に必要な日本語の習得を支援する取組を推進します。
- ③ 外国人労働者のキャリアアップを支援する取組を推進します。

（4）難民等に対する日本語教育

【施策の取組内容】

- ① 日本での生活を送るための基礎的な日本語が習得できるよう、日本語を学習する場の提供や情報提供を行います。
- ② 難民等を支援する団体等と連携を図り、支援ニーズに応じた施策の実施に努めます。

（5）地域における日本語教育

【施策の取組内容】

- ① 多様なニーズに対応するため、ICTの活用を含む様々な学習機会の拡充を図ります。
- ② 日本語学習やその意義に関する広報・啓発の充実に向けた取組や市内の日本語教室等の情報を一元化し、外国人市民が日本語教育の情報を得ることができる環境整備に向けた取組を推進します。
- ③ 日本語を学んできた外国人市民や様々な世代による地域参加を促進します。

2 各主体との連携

【施策の取組内容】

- ① 総合調整会議において各主体との分野横断的な連携・協力を図ります。
- ② 各分野における更なる連携・協力を図るため取組を推進します。

3 地域社会との連携

【施策の取組内容】

- ① 外国人市民が社会に参加して共生していくために、相互理解の促進を図ります。
- ② 地域社会における共通言語となる〈やさしい日本語〉の普及と活用を推進します。

4 日本語教育に関わる者の能力及び資質の向上等

【施策の取組内容】

- ① ボランティアの養成やブラッシュアップのための機会の提供とその充実に努めます。
- ② 地域日本語ボランティアとして関わる人、これから関わりたい人に向けた情報を提供するための取組を推進します。

5 日本語教育に関する情報の提供等

【施策の取組内容】

- ① 市内の日本語教育に関する情報を一元化して提供します。
- ② 多文化共生への理解を深める取組を推進します。

6 推進体制の整備

【施策の取組内容】

- ① 地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた取組を推進します。
- ② 国の動向を注視し、日本語教育における最新の実態や課題、ニーズ等を把握するため、情報を収集するとともに情報提供・発信に努めます。
- ③ 国との連携を図るとともに、適切な役割分担を踏まえた地域日本語教育の取組を推進するため、必要な要望や働き掛けをしていきます。

【今後のスケジュール】

令和5年11月下旬～12月下旬	パブリックコメント実施
令和6年2月下旬～3月中旬	庁内会議・文教委員会パブリックコメント結果報告
令和6年3月	「川崎市地域日本語教育推進方針」策定・公表